

## 公 告

紀の川市民公園施設指定管理業務について、公募型プロポーザルにより指定管理者を選定するので、実施方法等について次のとおり公告する。

令和8年7月6日

紀の川市長 岸本 健

### 1. 業務の概要

#### (1) 業務名

紀の川市民公園施設指定管理業務

#### (2) 業務内容

「紀の川市民公園施設指定管理業務仕様書」のとおり

#### (3) 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日（5年間）

#### (4) 指定管理料上限額

年額110,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

### 2. 業務の目的

紀の川市民公園施設は、市民の体育、スポーツ、レクリエーションの普及振興を図り、健康の維持増進に寄与することを目的として設置しています。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、議会の議決を経て指定管理者となることで、指定管理者に利用許可の権限など、基本的な施設管理権が付与される制度です。

制度の導入により指定管理者のノウハウや柔軟な発想に基づいて、利用者本位のサービスを提供し、効率的な経営の推進が図られるなど、主体的な創意工夫に満ちた施設の管理を期待するものです。

### 3. その他の事項

参加資格、参加手続等詳細は「紀の川市民公園施設指定管理者募集要項」に定めるところによる。

### 4. 担当課

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地

紀の川市 教育部 生涯スポーツ課

TEL : 0736-79-3912 (直通)

E-mail : k150500-001@city.kinokawa.lg.jp